

インキュベーション施設について (※1)

【2019年かとうぎ桜子が練馬区議会調査係に依頼した調査結果】

自治体名	区立のインキュベーション施設の 有無	利用対象者の限定 (※2)		創業後引き続き利用できる年数	部屋等の種類・数 (※3)	部屋等の種類ごとの稼働率 (※4)	運営形態 (※5)
		有無	詳細				
千代田区	無						
中央区	無						
港区	無						
新宿区	有	無		創業している、していないにかかわらず入居から最長2年間	シェアードオフィス 10席 個室オフィス 2席	(不算出)	指定管理
文京区	無						
台東区	有	有	ものづくり関連	原則3年以内	約40㎡9部屋 約25㎡1部屋 約20㎡9部屋	それぞれ100パーセント	区直営
					約40㎡1部屋 約30㎡8部屋	それぞれ100パーセント	指定管理
墨田区	区と第三セクターとが共同運営しているインキュベーション施設が1か所	無		創業後というよりも、入居開始から2年間。1年延長可能	9室、交流スペースあり	9割	区内事業者、金融機関、商工会議所等で組織された協議会が運営
江東区	無						
品川区	有	有	品川産業支援交流施設：製造業、情報通信業、サービス業、産業や企業活動を支援する大学や各種機関 武蔵小山創業支援センター：小売業、卸売業、サービス業、情報通信業 西大井創業支援センター：製造業、情報関連産業 広町工場アパート：製造業、製造業関連産業、情報関連産業 天王洲創業支援センター：製造業、情報関連サービス業 ※詳細は別添パンフレットも併せてご参照ください	品川産業支援交流施設 オフィススペース 1年(4回更新可能) 武蔵小山創業支援センター (1) チャレンジショップ 1年(2回更新可能) (2) 賃貸オフィス 2年(1回更新可能) (3) コワーキングスペース 1年(2回更新可能) 西大井創業支援センター (1) 創業支援スペース 1年(2回更新可能) (2) オフィススペース 2年(4回更新可能) 広町工場アパート (1) 工場スペース 10年(1回更新可能) (2) オフィススペース 2年(4回更新可能) 天王洲創業支援センター オフィススペース 2年(4回更新可能)	品川産業支援交流施設 オフィススペース 16部屋 武蔵小山創業支援センター (1) チャレンジショップ 3店舗 (2) 賃貸オフィス 6部屋 (3) コワーキングスペース 10名 西大井創業支援センター (1) 創業支援スペース 10ブース (2) オフィススペース 5部屋 2年(4回更新可能) 広町工場アパート (1) 工場スペース 8部屋 (2) オフィススペース 8部屋 天王洲創業支援センター オフィススペース 10部屋	品川産業支援交流施設 100% 武蔵小山創業支援センター 64% 西大井創業支援センター 47% 広町工場アパート 94% 天王洲創業支援センター 70%	指定管理：品川産業支援交流施設 運営業務委託：西大井創業支援センター、武蔵小山創業支援センター 直営：広町工場アパート、天王洲創業支援センター
目黒区	無						
大田区	有	無		3年	オフィス27室 シェアードオフィス9ブース	オフィス56% シェアードオフィス0% (平成31年3月時点。なお、当施設は令和3年3月31日で閉鎖予定のため、新規入居者の募集を行っていないため、稼働率が少なくなっている)。	プロポーザルによる指定管理
世田谷区	有	有	ものづくり事業者	創業5年以内	2部屋、10ブース	ほぼ100%	定期建物賃貸借契約を結んで、民間の運営事業者が運営
渋谷区	無						
中野区	無						
杉並区	有	有	現に事務所の確保が必要と認められ、次の①～③すべての要件に該当する方 ①新産業分野(先端的な産業、市場ニーズの広がりに対応する産業、地域再生の産業で、情報・通信、アート・クリエイティブ(アニメ制作等)、環境、研究開発・知的集約、福祉・介護、健康、生活関連、事業サービス)の事業を創業予定または創業3年未満の法人または個人。 ②当施設の利用期間終了後、杉並区内において引き続き事業を行う意思を有する方。 ③税金(住民税・事業税)を滞納していない方。	創業前、創業後に関わらず入居日から2年以内。 ※入居時に創業予定または創業3年未満の法人または個人が対象。	執務室(個室)9部屋会議室1部屋	100% ※平成30年度中に退去、入居の入替が数件あったため、若干の空室期間有。	直営
豊島区	有	無		原則入居から3年間。 (必要があると認めるときは、2年を超えない範囲で延長可。創業者は創業5年までが限度。)	オフィス1室(シェアデスク5席) ※入居者特典として、併設の地域交流センター設備(相談室、会議室等)も利用可能	42.1%	直営
北区	有	無		オフィス(個室)最長3年間 eスタートスペース(半個室)6カ月(審査のうえ3回まで更新可能) ※創業後による入居期間の制限はありません。	オフィス(個室)14室 eスタートスペース(半個室)8ブース	オフィス(個室)79.2% eスタートスペース(半個室)93.8%	公募による指定管理者制度

インキュベーション施設について (※1)

【2019年かとうぎ桜子が練馬区議会調査係に依頼した調査結果】

自治体名	区立のインキュベーション施設の 有無	利用対象者の限定 (※2)		創業後引き続き利用できる年数	部屋等の種類・数 (※3)	部屋等の種類ごとの稼働率 (※4)	運営形態 (※5)
		有無	詳細				
荒川区	無 (右に記載された内容は、2020年冬に開所予定の施設について)	有	ファッション関連事業者とする(施設が日暮里地域に位置しており、日暮里織維街の地域特性をいかすため)	入居開始から最大3年	個室4 シェア型オフィス1 (定員5名)	—	プロポーザルによる委託
板橋区	有	無		創業している、していないにかかわらず入居から規定の年数	スタートアップオフィス20室/シェアードオフィス8室/商談スペース1か所/会議室1室	スタート 96.3%/シェアード 94.8%/会議室 36.7%(※会議室は他の利用者も賃貸する)	プロポーザルによる指定管理
練馬区	無						
足立区	有	無		2年(審査により1年間に限り延長可)	かがやき: オフィス10室、打ち合わせスペース1か所 かけはし: オフィス14室、ブース12ブース、打ち合わせスペース2か所	かがやき: 9/10 かけはし(オフィス): 14/14 かけはし(ブース): 5/12	かがやき: 直営 かけはし: 協定により東京電機大学が運営
葛飾区	有	無		3年以内	事務室・14室	事務室・8室使用	区直営
江戸川区	有	無	【参考: 申込資格】 以下の要件に該当する個人又は法人を公募により受け付け、審査により入居者を決定。なお、法人にあつては、中小企業基本法に規定する小規模企業者とする。 (1)区内における雇用や取引の拡大に寄与する事業を行っている、又は行う予定であること。 (2)創業を予定し、又は創業後3年未満であること。 (3)施設の退去後、江戸川区内において引き続き事業を継続する意思を有すること。 (4)施設を事務所として使用すること。なお、法人にあつては、施設を本社として使用すること。 (5)個人又は法人にかかる税金の滞納がないこと。 (6)インキュベーションマネージャーと定期的に面談を行うこと。 (7)下記の入居条件及び別に定める入居規程を遵守できること。	2年間及び再契約1年間(最大3年間)	【チャレンジオフィス小岩】 オフィス6室、打ち合わせスペース2か所 【チャレンジオフィス船堀】 オフィス11室、打ち合わせスペース2か所	【チャレンジオフィス小岩】 オフィス5室/6室中 【チャレンジオフィス船堀】 オフィス7室/11室中 ※いずれも打ち合わせスペースは入居者共用	建物のワンフロアを借り上げ、区が運営(直営)。

※1 インキュベーション施設: 起業や創業をするために活動する入居者を支援する施設

※2 「アニメ事業の創業を目指す場合のみ利用できる」など、利用可能な事業分野を限定しているか。

※3 (例) オフィス1室、打ち合わせスペース2か所 など

※4 2018年度実績

※5 (例) 区内事業者に委託、プロポーザルによる指定管理 など